

(総則)

- 第 1 条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、表記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の契約期間において、仕様書等に基づき甲が使用する電気を安定的に供給するものとし、甲は、当該電気の料金を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、申出、協議、承諾、解除及び催告は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第 2 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第 3 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(監督)

- 第 4 条 甲は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(単位及び端数処理)

- 第 5 条 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- 2 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- 3 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てる。
- 5 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てる。

(使用電力量の計量)

- 第 6 条 乙は、毎月末に計量器により使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を計量して当該使用電力量を甲に報告し、甲は検査を行うこととする。

(電気の料金の算定)

- 第 7 条 1 か月の電気の料金は基本料金、電力量料金、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金並びに取引に係る消費税及び地方消費税額の合計とする。
- 2 前項の基本料金は、単価表に定める基本料金単価にそれぞれの需要場所の契約電力を乗じて得た額とする。ただし、月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき基本料金を 1 パーセント割り引いた額とし、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき基本料金を 1 パーセント割り増した額とする。
- 3 第 1 項の電力量料金は、単価表に定める電力量料金単価に第 6 条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。
- 4 第 1 項の燃料費調整額は、新宿区を管轄する一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者をいう。）（以下「一般送配電事業者」という。）の供給区域におけるみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）（以下「みなし小売電気事業者」という。）が適用する燃料費調整単価により調整を行うものとする。
- 5 第 1 項の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、みなし小売電気事業者が定める電気需給約款等による。

6 定めのないその他の供給条件については、みなし小売電気事業者が定める電気需給約款等による。

(電気の料金の支払)

第 8 条 乙は、第 6 条の規定による検査終了後、第 7 条の規定により算出した電気の料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、電気の料金を支払わなければならない。

3 甲は、前項に規定する期間内に電気の料金を支払わないときは、乙に対して未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(供給の保証にかかる費用の負担)

第 9 条 乙が一般送配電事業者との接続供給約款により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は、乙が負担するものとする。また、仕様書等に明示されていない事項でも、電気の供給上当然必要となるものについても、乙の負担で履行する。

(契約内容の変更等)

第 10 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、または履行を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 11 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲または乙は相手方と協議の上、契約金額(契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税相当額を含めた額を契約金額とみなす。以下同じ。)、その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、みなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、規定する単価の増減率を超えないこととする。

(契約保証金)

第 12 条 前 2 条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、さらに納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 10 分の 1 以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から履行部分に対する電気の料金相当額を控除した額の 10 分の 1 以上あるとき。

3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第 8 条の規定により電気の料金を請求したときまたは第 15 条もしくは第 16 条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき 30 日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(甲の催告による解除権)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を履行しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 13 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を履行することができないことが明らかであるとき。

- (3) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなれば契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) この契約に関して、公正取引委員会の乙に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき又は同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第15条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、履行を一時中止させ、または一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、または契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第10条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（解除等に伴う措置）

第17条 甲は、契約が解除され、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等においては、履行場所等に乙が所有し、又は管理する物件があるときは当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場

合においては、乙は、甲の処分又は原状回復に異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、第13条、第13条の2又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第15条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(賠償の予定)

第18条 乙は、第13条の2第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第10号のうち乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第20条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、申出、協議、承諾、解除及び催告は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第21条 この契約書の条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本証書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。